

第 3 章 災害応急対策

第 1 節 土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画

【関係機関】県（◎土木部、防災局）、警察本部、北陸地方整備局、市町村、新潟地方気象台

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 県民の責務

県民は、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、市町村が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元自治体や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

イ 市町村の責務

市町村は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と新潟地方気象台からの土砂災害警戒情報等に基づき、住民への避難指示等を迅速かつ的確に発令するとともに、災害が発生した場合、緊急安全確保を可能な範囲で発令する。また、これらの情報に対応する警戒レベルを明確にするなど、対応したとるべき避難行動がわかるように伝達するとともに、適切な避難誘導を実施する。

避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

ウ 国及び県の責務

県は、土砂災害に関する情報を確実に伝達し、住民の確実な避難行動につなげるよう、人間の特性や住民の属性などを踏まえた上ですべての人がイメージし易いようにするなど、住民目線に立った情報伝達を行う。

(7) 土砂災害緊急情報

重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市町村に通知する。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（聖籠町を除く）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている

※「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策推進に関する法律」について、以下、「土砂災害防止法」という

災害対策基本法第7条

土砂災害防止法第28、29、30、31条

詳細な領域は新潟県土砂災害警戒情報システム及び土砂キキクル（大雨警戒（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

なお、土砂災害警戒情報は、危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市町村	関係行政機関	被害情報、危険箇所の情報
県	関係行政機関	〃

(2) 被災地へ

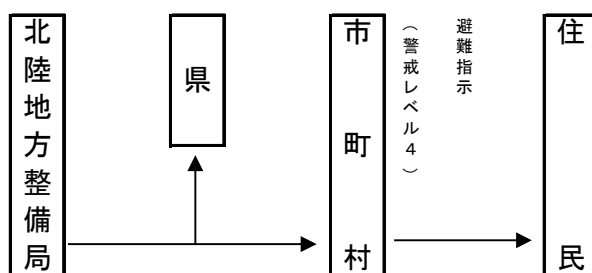
情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市町村	住民	避難情報
県（地域機関）	市町村	土砂災害緊急情報
国	県、市町村	〃
新潟地方気象台 （県と共同発表）	県、関係行政機関、 報道機関	土砂災害警戒情報

3 業務の体系

(1) 土砂災害緊急情報の伝達フロー図

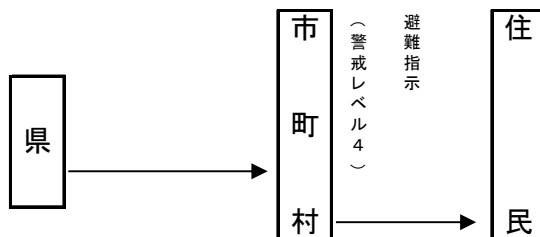
ア 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。



イ 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



(2) 土砂災害警戒情報の伝達フロー図

土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町村へ伝達する。伝達経路は第2章の付図1による。

4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
国又は県	土砂災害緊急情報の通知等	市町村
県・新潟地方気象台	土砂災害警戒情報とその補足情報の発表	
市町村	避難情報の発令	住民

(1) 国の業務

ア 河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市町村に通知する。

イ 土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市町村に通知する。

(2) 県の業務

ア 地すべりによって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を市町村に通知する。

イ 土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を市町村に通知する。

ウ 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨によって土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、新潟地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報を発表し、市町村長等に通知及び一般へ周知する。

なお、土砂災害警戒情報は、危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。また、これを補足する情報である新潟県土砂災害警戒情報システム及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

5 市町村地域防災計画で定める事項

- 土砂災害緊急情報等の住民への伝達方法
- 土砂災害警戒情報等の住民への伝達方法

第2節 土砂災害・斜面災害応急対策

参考資料

【関係機関】県災害対策本部（生活基盤対策部）、関東森林管理局、北陸農政局、北陸地方整備局、警察本部、特定非営利活動法人新潟県砂防ボランティア協会、新潟県治山防災ヘルパー、新潟県治山ボランティアセンター、北陸地方防災エキスパート、一般社団法人新潟県建設業協会、一般社団法人建設コンサルタント協会北陸支部、一般社団法人新潟県測量設計業協会、一般社団法人新潟県地質調査業協会

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 県民の責務

土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。

災害対策基本法第54条

イ 市町村の責務

住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。

災害対策基本法第51条、第60条第1項

ウ 県の責務

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市町村及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

災害対策基本法第70条第1項

エ 達成目標

速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市町村は、土砂災害等により、要配慮者利用施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市町村の警戒避難体制の整備に関し支援する。

(3) 積雪地域での対応

ア 市町村は、地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市町村の警戒避難体制の整備に関し支援する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

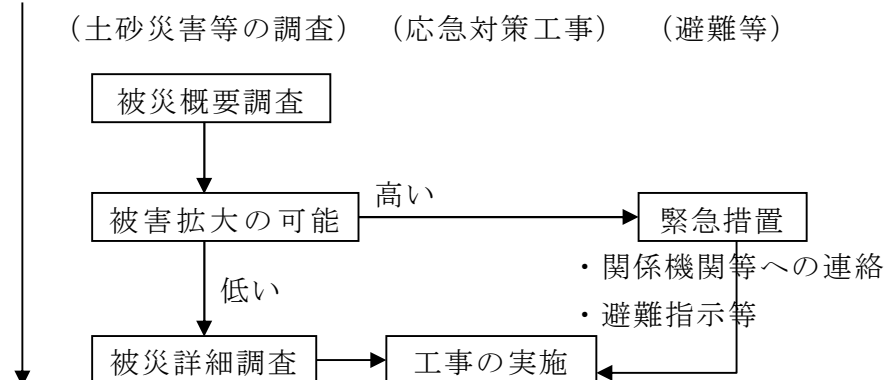
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県民、警察	市町村	被害情報、危険箇所等の情報
市町村	県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
県・市町村	企業等	調査・応急対策工事指示
県	国	被害情報 危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県・国	市町村	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 土砂災害緊急情報
市町村	県民、警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難指示等

3 業務の体系

☆土砂災害等の発生



4 業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

実施主体	対 策	協力依頼先
国 県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。 被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。 重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。 	新潟県治山ボランティアセンター 新潟県治山防災ヘルパー 新潟県砂防ボランティア協会 北陸地方防災エキスパート (一社)新潟県建設業協会 (一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部 (一社)新潟県測量設計業協会 (一社)新潟県地質調査業協会
国 県	<ul style="list-style-type: none"> 被災概要調査結果及び状況の推移を当該市町村を含めた関係機関等に連絡する。 緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市町村に通知する。 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。 	

災害対策基本法第62条第1項

(2) 応急対策工事の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
国 県 市町村	<ul style="list-style-type: none"> 被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。 ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。 	(一社)新潟県建設業協会 (一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部 (一社)新潟県地質調査業協会

災害対策基本法第62条第1項

(3) 避難指示等の実施

実施主体	対 策
国 県	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、市町村へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害緊急情報、被災概要調査の結果及び土砂災害に関する防災情報により、危険と認められる場合は、関係住民へ調査概要の報告等の関係する情報を提供するとともに避難指示及び避難誘導等を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。 ・避難指示等の発令が必要となるような災害発生が予想される場合は夕刻時点で発令する。 ・また、夜間・未明であっても、発令基準に該当する場合は、躊躇なく避難指示等を発令する。 ・指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険なおそれがある場合等において、危険な場所にいる居住者等に緊急安全確保を発令する。 ・異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

5 市町村地域防災計画で定める事項

- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する事項
- ・ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項
- ・ 避難指示等の発令基準、対象区域に関する事項
- ・ 避難場所の開設、運営に関する事項
- ・ 要配慮者への支援に関する事項（要配慮者利用施設への情報伝達方法含む）
- ・ 防災意識向上（防災訓練等）に関する事項

災害対策基本法第51条